



発行 新潟県
第 75 号
 平成26年9月26日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1331 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 1332 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 1333 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 1334 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1335 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1336 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1337 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1338 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1339 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1340 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1341 公共測量の実施通知（監理課）
- 1342 道路の区域変更（道路管理課）
- 1343 道路の供用開始（道路管理課）
- 1344 道路の区域変更（道路管理課）
- 1345 道路の供用開始（道路管理課）
- 1346 道路の区域変更（道路管理課）
- 1347 道路の供用開始（道路管理課）
- 1348 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 一般競争入札の実施（危機対策課）
- 第44期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦（労政雇用課）

病院局管理規程

- 9 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

病院局訓令

- 2 新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 31 個人演説会等を開催することのできる施設の指定、異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）

雑 報

- 公立大学法人新潟県立大学の平成25年度財務諸表（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第1331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五泉市の十全土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成26年9月26日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 就 任

理事 五泉市新屋154番地 清水 栄作
就任年月日 平成26年9月3日

◎新潟県告示第1332号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新潟市の白根郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成26年9月26日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 新潟市南区鷺ノ木新田1814番地乙 遠藤 均
就任年月日 平成26年9月2日

◎新潟県告示第1333号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、燕市の須頃郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年9月26日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

監事 三条市上須頃206番地 岩井 久夫

退任年月日 平成26年9月4日

◎新潟県告示第1334号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の豊栄土地改良区の定款の変更を平成26年9月16日認可した。

平成26年9月26日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1335号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区の定款の変更を平成26年9月16日認可した。

平成26年9月26日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第1336号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三条市の三条土地改良区の定款の変更を平成26年9月17日認可した。

平成26年9月26日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第1337号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の和田土地改良区の定款の変更を平成26年9月11日認可した。

平成26年9月26日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第1338号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区の定款の変更を平成26年9月17日認可した。

平成26年9月26日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第1339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営両津北部地区区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備・農用地保全施設整備（中山間地域総合整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成26年9月29日から平成26年10月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
佐渡市役所及び佐渡市役所両津支所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する第52条第1項の規定により、南魚沼市から申請のあった換地計画について、同法第96条の4において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成26年9月29日から平成26年10月27日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月26日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名 (換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
南魚沼市	吉里 (全換地区)	区画整理（農地災害関連区画整備）事業	換地計画書の写し	南魚沼市役所

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県南魚沼地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1341号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事（糸魚川地域振興局長）から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年9月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 上根知地区「別所換地区」確定測量）
- 2 作業期間 平成26年9月10日から平成27年2月28日まで
- 3 作業地域 糸魚川市別所 ほか 地内

◎新潟県告示第1342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 9月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝之又堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市小平尾字荒田 4523 番 2 から	新	4.4~47.7メートル	1,833.2メートル
同市小平尾字大松4239番 1 まで	旧	4.7~27.0メートル	1,962.0メートル

備考 路線の重用
全区間県道南平小平尾線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南平小平尾線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市小平尾字大松 4239 番 1 から	新	4.4~47.7メートル	1,833.2メートル
同市小平尾字荒田4523番 2 まで	旧	4.7~27.0メートル	1,962.0メートル

備考 路線の重用
全区間県道滝之又堀之内線と重用

◎新潟県告示第1343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 9月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 滝之又堀之内線
- 2 供用開始の区間
魚沼市小平尾字荒田4523番 2 から同市小平尾字大松4239番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 9月26日

◎新潟県告示第1344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 9月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

十日町市松之山東川字和田270番1から 同市松之山橋詰字壺枚田344番1まで	新	11.7～95.4メートル	1,668.9メートル
十日町市松之山下鰈池字大峯369番1から 同市松之山橋詰字壺枚田344番1まで	旧	(A)4.9～56.8メートル	1,734.5メートル
十日町市松之山東川字和田270番1から 同市松之山橋詰字壺枚田344番1まで		(B)13.0～93.0メートル	1,668.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
十日町市松之山東川字和田270番1から同市松之山橋詰字壺枚田344番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年9月26日

◎新潟県告示第1346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五十子平真田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市松之山橋詰字宮下258番1から 同市松之山五十子平字古屋敷554番2まで	新	4.9～47.0メートル	1,661.4メートル
十日町市松之山五十子平字古屋敷554番2から 同市松之山五十子平字古屋敷554番2まで	旧	23.4～30.6メートル	6.7メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年9月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 五十子平真田線
- 2 供用開始の区間
十日町市松之山橋詰字宮下258番1から同市松之山五十子平字古屋敷554番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年9月26日

◎新潟県告示第1348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - ・種類 栃尾都市計画火葬場（長岡市決定）
 - ・名称 1号長岡市栃尾斎場
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県消防防災ヘリコプター整備について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年9月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県消防防災ヘリコプターの購入
 - (2) 購入等件名及び数量
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限及び納入場所
入札説明書及び仕様書による。
 - (4) 入札方法
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を

有する者でないこと。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県防災局危機対策課危機対策第1

電話番号 025-282-1638

Eメール ngt130040@pref.niigata.lg.jp

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

4 入札日時、開札日時及び場所

(1) 日時

平成26年11月6日(木) 11時00分

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室(行政庁舎16階)

5 その他

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者の見積もる契約金額の100分の5に相当する以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を平成26年10月16日(木) 11時までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書(物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の成立要件

上記1(1)の契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年新潟県条例第5号)第3条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者とは、議会の同意があったときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) 調達手続の停止

平成26年度新潟県一般会計補正予算が議決されなかった場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

7 その他

- (1) 応札仕様書の作成に要する費用は作成者の負担とし、提出後は提出者に無断で他に使用しない。また、提出された応札仕様書は、返還しない。
- (2) 使用する言語及び通貨
入札参加申請書、入札書などの入札関係書類や契約に関する手続きに使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記述部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- (3) この公告に定めるもののほか、本件入札の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Helicopter 1 Unit
- (2) Time limit for tender : 11:00A.M. November 6, 2014
- (3) Contact point for the notice : Emergency Management Division, Bureau of Disaster Prevention , Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata-shi Niigata-ken 950-8570 Japan
TEL025-282-1638 Email:ngt130040@pref.niigata.lg.jp

第44期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦について（公告）

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び同法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次の要領により、第44期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

平成26年9月26日

新潟県知事 泉田 裕彦

第44期新潟県労働委員会労働者委員候補者及び使用者委員候補者推薦要領

1 労働者委員候補者

- (1) 候補者を推薦することができる労働組合
新潟県の区域内にのみ組織を有し、かつ、新潟県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。
- (2) 候補者の資格
労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

2 使用者委員候補者

- (1) 候補者を推薦することができる団体
新潟県の区域内にのみ組織を有する使用者団体であって、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としているものであること。
- (2) 候補者の資格
労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

3 推薦手続

- (1) 提出書類
ア 別記様式の推薦書 1通
イ 候補者の履歴書（市販の横書きのもの） 1通
ウ 候補者の委員に就任することについての内諾書 1通
エ 労働組合にあっては、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の新潟県労働委員会の証明書 1通
- (2) 書類の提出先
新潟県産業労働観光部労政雇用課、新潟地域振興局企画振興部、長岡地域振興局企画振興部又は上越地域振興局企画振興部

4 推薦期間

平成26年9月26日（金）から同年11月21日（金）まで

5 その他

公務員が委員に就任する場合は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261

号) 及びその他の法令の規定により、兼職禁止等の制限を受ける。

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

新潟県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地
団体名
代表者氏名 印

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、
労働者委員
新潟県労働委員会の の候補者として下記の者を推薦します。
使用者委員

記

(ふりがな) 氏 名	年齢	(労働者委員候補者) 所属労働組合及び地位並びに所属職場及び地位 (使用者委員候補者) 所属会社又は事業場及び地位	備考

注 推薦する委員候補者の数に制限はありません。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年9月26日

新潟県病院事業管理者 若月 道 秀

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条（略）</p> <p><u>（支出命令者等の印影の届出）</u></p> <p>第7条の2 <u>支出命令者及び当該支出命令者を直接補佐する職にある者は、支出を命令する書類に押印する印鑑の印影を、あらかじめ、企業出納員に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>企業出納員は、前項の届出のあつた印鑑を押印した書類による支出命令によらなければ支払をしてはならない。</u></p>	<p>第7条（略）</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院局訓令

◎新潟県病院局訓令第2号

局本庁
施設

新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式（昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月26日

新潟県病院事業管理者 若月 道 秀

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第232条の規定により帳票その他の書類の様式を次のように定め、昭和60年4月1日から実施し、新潟県病院局財務規程による書類の様式指定（昭和39年新潟県病院局訓令第2号）は、昭和60年3月31日限り廃止する。ただし、昭和59年度に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。			新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第232条の規定により帳票その他の書類の様式を次のように定め、昭和60年4月1日から実施し、新潟県病院局財務規程による書類の様式指定（昭和39年新潟県病院局訓令第2号）は、昭和60年3月31日限り廃止する。ただし、昭和59年度に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。		
様式番号	名称	規定条分	様式番号	名称	規定条分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第26号様式	支出命令者印鑑票	第7条の2第1項	第26号様式	削除	
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
第26号様式 （第7条の2関係） 支出命令者印鑑表 企業出納員様 年 月 日			第26号様式 削除		
支出命令者		印影			
職名 _____					
氏名 _____					
代決者		印影			
職名 _____					
氏名 _____					
注 この表は、支出命令者ごとに作成すること。					

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成26年9月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名 称	施設の所在地	種 別	面積 (㎡)	指定年月日
石山南まちづくりセンター	新潟市東区石山2-2-38	ホール1及び2	150.00	平成26年9月10日
		会議室1	47.00	
		会議室2	24.00	
		会議室3	17.00	
		和室	24.00	
大形まちづくりセンター	新潟市東区海老ヶ瀬615-1	会議室	54.00	
		ホール	162.00	
		集会室	58.00	
		和室	41.00	

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名 称	施設の所在地	種 別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
葛塚コミュニティセンター (旧豊栄地区ふれあいセンター)	新潟市北区東栄町1丁目1番18号	多目的ホール	167.00	平成26年9月10日
		研修室A及びB (旧研修室A、研修室B)	128.40 (旧64.20、64.20)	
		教養文化室	70.00	
		談話室	21.00	
北地区コミュニティセンター	新潟市北区名目所3丁目1129番地1	講座室1	75.90	
		講座室2	65.00	
		和室1及び2 (旧和室1、和室2)	107.20 (旧53.60、53.60)	
		大ホール	392.70	
シルバーピア石山	新潟市東区石山団地10番13号	第一和室	41.49	
		第二和室	26.10	
		第一及び第二会議室 (旧第一会議室、第二会議室)	155.70 (旧99.00、56.70)	
		多目的ホール1及び2 (旧多目的ホール1、多目的ホール2)	198.00 (旧99.00、99.00)	
はなみずきコミュニティハウス	新潟市東区はなみずき1丁目15番12号	和室1及び2 (旧和室1、和室2)	50.00 (旧30.82、29.81)	
		会議室	46.20	

		多目的ホール1及び2 (旧多目的ホール1、 多目的ホール2)	93.31 (旧 35.40、 57.91)
下山コミュニティハウス	新潟市東区下山1丁目 121番地	多目的ホール	131.51
		会議室C	41.20
		和室A及びB (旧和室A、和室B)	76.56 (旧 38.44、 38.12)
		工作室	45.45
山の下まちづくりセンター	新潟市東区古川町4 番12号	会議室1	72.72
		会議室2及び3 (旧会議室2、会議室 3)	144.67 (旧 73.80、 70.87)
		多目的ホール	87.07
東新潟コミュニティセンター	新潟市中央区東万代 町9-1	201・202・203和室 (旧201和室、202和室、 203和室)	90.00 (旧 35.00、 25.00、30.00)
		206及び207コミュニテ ィルーム (旧206コミュニテ ィルーム、207コミュニテ ィルーム)	122.00 (旧 42.00、 80.00)
駅南コミュニティセン ター	新潟市中央区米山4 丁目12番20号	和室1・2・3 (旧和室A室、和室B 室、和室C室)	120.00 (旧 50.93、 50.93、47.75)
		小ホール	101.36
		大ホール	231.25
白新コミュニティハウ ス	新潟市中央区白山浦 2丁目180番地3	多目的ホールA・B・ C (旧多目的ホールA、 多目的ホールB、多目 的ホールC)	140.00 (旧 60.00、 40.00、40.00)
寄居コミュニティハウ ス	新潟市中央区西大畑 町617番地	会議室1	41.63
		会議室2	29.25
		和室1及び2 (旧和室1、和室2)	71.00 (旧 29.00、 42.00)
		多目的ホール	146.17
上山コミュニティハウ ス	新潟市中央区網川原 2丁目1番15号	洋室1及び2 (旧洋室1、洋室2)	71.00 (旧 38.00、 33.00)
		和室	27.00
		多目的ホール1及び2 (旧多目的ホール1、 多目的ホール2)	112.00 (旧 49.00、 63.00)
		小会議室	20.00
二葉コミュニティハウ ス	新潟市中央区古町通 13番町5148番地2	会議室	42.00
		和室	29.00

		多目的ホール1及び2 (旧多目的ホール1、 多目的ホール2)	136.00 (旧68.00、 68.00)
亀田駅前地域交流センター	新潟市江南区東船場 1丁目1番22号	多目的ルーム	145.27
		会議室	43.57
		和室1及び2 (旧和室1、和室2)	55.24 (旧30.13、 25.11)
小杉地区コミュニティセンター	新潟市江南区小杉3 丁目11番26号	多目的ホール	156.00
		和室1及び2 (旧和室1、和室2)	61.60 (旧29.20、 32.40)
二本木地区コミュニティセンター	新潟市江南区二本木 3丁目2番50号	学習室	92.59
		会議室1・2・3 (旧会議室1、会議室 2、会議室3)	60.60 (旧22.40、 22.40、15.80)
横越地区勤労者総合福祉センター(サンウィング横越)	新潟市江南区横越川 根町2丁目20番1号	ホール	369.30
		コミュニケーションルーム (旧視聴覚室)	95.40
		研修室	52.50
		教養文化室	49.10
		音楽室1	24.00
		音楽室2	46.40
木津地域研修センター	新潟市江南区木津2 丁目3番28号	会議室1及び2 (旧会議室1、会議室 2)	141.60 (旧59.62、 81.98)
		研修室	38.69
新津地域交流センター	新潟市秋葉区新津本 町1丁目2番39号	多目的ホール1・2・ 3 (旧多目的ホール1、 多目的ホール2、多目 的ホール3、)	315.00 (旧97.04、 95.92、102.43)
		301及び302研修室 (301研修室、302研 修室)	115.00 (旧70.00、 45.00)
		和室1及び2 (旧和室1、和室2)	58.32 (旧29.16、 29.16)
秋葉区新津健康交流センター	新潟市秋葉区程島 1979番地4	はつらつホール	360.00
		第1及び第2会議室 (旧第1会議室、第2 会議室)	240.00 (旧120.00、 120.00)
金津地区コミュニティセンター	新潟市秋葉区古津 597番地	大ホール	296.18
		中ホール	159.06
		和室A及びB (旧和室A、和室B)	100.12 (旧50.06、 50.06)
青山コミュニティハウ	新潟市西区青山6丁	和室A及びB	45.38

ス	目 16 番 20 号	(旧和室A室、和室B室)	(旧 24.75、20.63)
		講座室	103.00
五十嵐コミュニティハウス	新潟市西区上新栄町4丁目5番68号	会議室	29.00
		和室1及び2 (旧和室1、和室2)	64.00 (旧 29.00、35.00)
		多目的ホール1及び2 (旧多目的ホール1、多目的ホール2)	98.00 (旧 44.00、54.00)
		多目的ホール3	43.00
松野尾地域コミュニティセンター	新潟市西蒲区松野尾2852番地3	多目的ホール1及び2 (旧多目的ホール1、多目的ホール2)	168.93 (旧 79.50、89.43)

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
視聴覚センター分館	新潟市秋葉区日宝町6番2号	視聴覚ホール	168.00	平成26年9月10日

雑 報

公立大学法人新潟県立大学の平成25年度財務諸表について(公告)

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第34条第4項の規定により、公立大学法人新潟県立大学の平成25年度財務諸表を次のとおり公告する。

平成26年9月26日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 猪口 孝

貸借対照表

(平成26年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		1,224,026,040
建物	2,602,629,107	
減価償却累計額	<u>△ 382,399,401</u>	2,220,229,706
工具器具備品	250,369,427	
減価償却累計額	<u>△ 98,116,189</u>	152,253,238
図書		333,505,720
美術品・收藏品		2,410,000
車両運搬具	1,273,860	
減価償却累計額	<u>△ 904,435</u>	<u>369,425</u>
有形固定資産合計		3,932,794,129

2 無形固定資産

ソフトウェア		<u>6,254,452</u>
無形固定資産合計		6,254,452

3 投資その他の資産

長期前払費用		247,426
その他の投資その他の資産		<u>7,639,000</u>
投資その他の資産合計		<u>7,886,426</u>

固定資産合計

3,946,935,007

II 流動資産

現金及び預金	387,858,276
未収入金	4,170,597
前渡金	62,500
前払費用	2,387,173
その他の流動資産	<u>534,210</u>

流動資産合計

395,012,756

資産合計

4,341,947,763

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	199,296,047	
資産見返寄附金	11,965,087	
資産見返物品受贈額	<u>311,812,163</u>	523,073,297

長期リース債務	<u>95,625,801</u>	
---------	-------------------	--

固定負債合計		618,699,098
--------	--	-------------

II 流動負債

運営費交付金債務	89,644,011	
----------	------------	--

寄附金債務	10,651,792	
-------	------------	--

前受受託研究費	1,478,980	
---------	-----------	--

前受金	51,000	
-----	--------	--

預り科学研究費補助金	3,738,085	
------------	-----------	--

預り金	10,223,680	
-----	------------	--

未払金	109,302,402	
-----	-------------	--

リース債務	36,952,819	
-------	------------	--

未払消費税等	<u>317,300</u>	
--------	----------------	--

流動負債合計		<u>262,360,069</u>
--------	--	--------------------

負債合計		881,059,167
------	--	-------------

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	<u>3,462,596,047</u>	
-----------	----------------------	--

資本金合計		3,462,596,047
-------	--	---------------

II 資本剰余金

資本剰余金	198,815,428	
-------	-------------	--

損益外減価償却累計額(△)	<u>△ 370,378,058</u>	
---------------	----------------------	--

資本剰余金合計		△ 171,562,630
---------	--	---------------

III 利益剰余金

目的積立金	99,886,866	
-------	------------	--

当期末処分利益	<u>69,968,313</u>	
---------	-------------------	--

(うち当期総利益)	(69,968,313)	
-----------	----------------	--

利益剰余金合計		<u>169,855,179</u>
---------	--	--------------------

純資産合計		<u>3,460,888,596</u>
-------	--	----------------------

負債純資産合計		<u>4,341,947,763</u>
---------	--	----------------------

損益計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	189,941,679	
研究経費	93,940,668	
教育研究支援経費	24,982,601	
受託研究費	6,841,327	
受託事業費	150,000	
役員人件費	32,889,422	
教員人件費	813,545,550	
職員人件費	<u>241,664,106</u>	1,403,955,353

一般管理費

66,085,893

財務費用

支払利息	<u>654,688</u>	<u>654,688</u>
------	----------------	----------------

経常費用合計

1,470,695,934

経常収益

運営費交付金収益		755,072,310
授業料収益		544,729,750
入学金収益		133,950,000
検定料収益		41,414,600
受託研究等収益		
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	5,830,200	
その他団体からの受託研究等収益	<u>422,085</u>	6,252,285
受託事業等収益		
その他団体からの受託事業等収益	<u>150,000</u>	150,000
補助金等収益		815,000
寄附金収益		10,932,808
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	12,774,516	
資産見返寄附金戻入	3,964,735	
資産見返物品受贈額戻入	<u>18,302,071</u>	35,041,322

財務収益		
受取利息	<u>65,362</u>	65,362
雑益		
財産貸付料収益	1,621,560	
科学研究費補助金間接経費収入	7,922,360	
その他	<u>2,696,894</u>	<u>12,240,814</u>
経常収益合計		<u>1,540,664,251</u>
経常利益		69,968,317
臨時損失		
固定資産除却損		<u>4</u> <u>4</u>
当期純利益		<u>69,968,313</u>
当期総利益		<u><u>69,968,313</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 239,706,112
	人件費支出	△ 1,090,195,185
	その他の業務支出	△ 51,139,709
	運営費交付金収入	833,182,089
	授業料収入	526,735,800
	入学金収入	133,950,000
	検定料収入	41,414,600
	受託研究等収入	5,240,000
	受託事業等収入	299,985
	補助金等収入	820,000
	寄附金等収入	6,360,693
	預り金の増減	799,042
	その他の収入	<u>12,171,747</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	179,932,950
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 52,742,445
	定期預金の払戻による収入	<u>50,000,000</u>
	小計	△ 2,742,445
	利息の受取額	<u>71,560</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,670,885
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	<u>△ 35,218,728</u>
	小計	△ 35,218,728
	利息の支払額	<u>△ 626,627</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 35,845,355
IV	資金増加額	141,416,710
V	資金期首残高	<u>246,441,566</u>
VI	資金期末残高	<u><u>387,858,276</u></u>

利益の処分に関する書類

(平成26年9月2日)

(単位:円)

I	当期末処分利益		69,968,313
	当期総利益	69,968,313	
II	利益処分額		
	積立金	-	
	地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額		
	教育研究等環境改善積立金	<u>69,968,313</u>	<u>69,968,313</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費	1,403,955,353	
一般管理費	66,085,893	
財務費用	<u>654,688</u>	1,470,695,934

(2) (控除) 自己収入等

授業料収益	△ 544,729,750	
入学金収益	△ 133,950,000	
検定料収益	△ 41,414,600	
受託研究等収益	△ 6,252,285	
受託事業等収益	△ 150,000	
寄附金収益	△ 10,932,808	
資産見返寄附金戻入	△ 3,964,735	
財務収益	△ 65,362	
雑益	<u>△ 4,318,454</u>	<u>△ 745,777,994</u>

業務費用合計		724,917,940
--------	--	-------------

II 損益外減価償却相当額		122,772,193
---------------	--	-------------

III 引当外賞与増加見積額		△ 806,161
----------------	--	-----------

IV 引当外退職給付増加見積額		52,815,224
-----------------	--	------------

V 機会費用

地方公共団体出資の機会費用		21,489,009
---------------	--	------------

VI (控除) 設立団体納付額		<u>-</u>
-----------------	--	----------

VII 行政サービス実施コスト		<u><u>921,188,205</u></u>
-----------------	--	---------------------------

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	1～47年
工具器具備品	1～15年
車両運搬具	7年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第86第2項に基づき当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成26年3月末利回りを参考に0.641%で計算しています。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

II 「貸借対照表」注記

- (1) 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は57,356千円です。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は560,208千円です。
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付見積額は、上記金額には含んでいません。)

III 「キャッシュ・フロー計算書」注記

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	387,858,276	円
資金期末残高	387,858,276	円

2 重要な非資金取引の内容

(1) 無償譲与による固定資産の受入

図書	23,018,082	円
合 計	23,018,082	円

(2) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	39,416,318	円
合 計	39,416,318	円

(3) 現物寄附による資産の取得

工具器具備品	1,155,000	円
図書	551,147	円
少額資産	1,399,685	円
合 計	3,105,832	円

IV 「行政サービス実施コスト計算書」注記

- (1) 引当外賞与増加見積額には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (2) 引当外退職給付増加見積額には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (3) 機会費用の内訳
機会費用はすべて設立団体(新潟県)に係るものです。

V 重要な債務負担行為

新潟県立大学大学院棟(仮称)設計監理業務委託

設計監理業務委託料	14,351,040	円
合 計	14,351,040	円

(注)設計監理業務委託料は、平成26年度及び平成27年度に支払う予定です。

VI 重要な後発事象

該当事項はありません。

VII 金融商品の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金及び国債、地方債等に限定した資金運用を行っています。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	387,858,276	387,858,276	-
(2) 未払金	(109,302,402)	(109,302,402)	-

負債に計上されているものは、()で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつて
います。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつて
います。

VIII 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去による費用等の会計処理」損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要		
					当期償却額		当期損益内	当期損益外				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	2,427,336,435	-	-	2,427,336,435	370,378,058	122,772,193	-	-	-	2,056,958,377	
	計	2,427,336,435	-	-	2,427,336,435	370,378,058	122,772,193	-	-	-	2,056,958,377	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	173,371,172	1,921,500	-	175,292,672	12,021,343	6,563,547	-	-	-	163,271,329	
	工具器具備品	241,055,008	42,429,818	33,115,399	250,369,427	98,116,189	47,799,348	-	-	-	152,253,238	
	図書	307,176,740	31,227,249	4,898,269	333,505,720	-	-	-	-	-	333,505,720	
	車両運搬具	1,273,860	-	-	1,273,860	904,435	180,887	-	-	-	369,425	
	計	722,876,780	75,578,567	38,013,668	760,441,679	111,041,967	54,543,782	-	-	-	649,399,712	
非償却資産	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	-	-	-	1,224,026,040	
	美術品・収蔵品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	-	-	-	2,410,000	
	計	1,226,436,040	-	-	1,226,436,040	-	-	-	-	-	1,226,436,040	
有形固定資産合計	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	-	-	-	1,224,026,040	
	建物	2,600,707,607	1,921,500	-	2,602,629,107	382,399,401	129,335,740	-	-	-	2,220,229,706	
	工具器具備品	241,055,008	42,429,818	33,115,399	250,369,427	98,116,189	47,799,348	-	-	-	152,253,238	
	図書	307,176,740	31,227,249	4,898,269	333,505,720	-	-	-	-	-	333,505,720	
	美術品・収蔵品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	-	-	-	2,410,000	
	車両運搬具	1,273,860	-	-	1,273,860	904,435	180,887	-	-	-	369,425	
	計	4,376,649,255	75,578,567	38,013,668	4,414,214,154	481,420,025	177,315,975	-	-	-	3,932,794,129	
無形固定資産	ソフトウェア	61,127,341	-	-	61,127,341	54,872,889	11,738,136	-	-	-	6,254,452	
	計	61,127,341	-	-	61,127,341	54,872,889	11,738,136	-	-	-	6,254,452	
投資その他の資産	長期前払費用	546,075	-	298,649	247,426	-	-	-	-	-	247,426	
	差入敷金・保証金	7,639,000	-	-	7,639,000	-	-	-	-	-	7,639,000	
	計	8,185,075	-	298,649	7,886,426	-	-	-	-	-	7,886,426	

(2) たな卸資産の明細

該当事項はありません。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	地方公共団体出資金	3,462,596,047	-	-	3,462,596,047	
	計	3,462,596,047	-	-	3,462,596,047	
資本剰余金	無償譲与	2,410,000	-	-	2,410,000	
	運営費交付金	7,639,000	-	-	7,639,000	
	目的積立金	188,766,428	-	-	188,766,428	
	計	198,815,428	-	-	198,815,428	
	損益外減価償却累計額	△ 247,605,865	△ 122,772,193	-	△ 370,378,058	(注)
	差引計	△ 48,790,437	△ 122,772,193	-	△ 171,562,630	

(注) 当期増加額は、新潟県からの現物出資(建物)に係る減価償却です。

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10) - 1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
教育研究等環境改善積立金	32,447,634	67,439,232	-	99,886,866	(注)
計	32,447,634	67,439,232	-	99,886,866	

(注) 当期増加額は、平成24年度の利益処分によるものです。

(10) - 2 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11) - 1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交 付 額	当期振替額				期末残高
			運営費交 付金収益	資産見返運 営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成24年度	22,972,252	-	12,419,741	2,908,500	-	15,328,241	7,644,011
平成25年度	-	833,182,089	742,652,569	8,529,520	-	751,182,089	82,000,000
合 計	22,972,252	833,182,089	755,072,310	11,438,020	-	766,510,330	89,644,011

(11) - 2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	平成24年度 交付分	平成25年度 交付分	合 計
期間進行基準	-	655,747,710	655,747,710
費用進行基準	12,419,741	86,904,859	99,324,600
計	12,419,741	742,652,569	755,072,310

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(12) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(12) - 2 補助金等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	当 期 振 替 額					摘 要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
水俣病関連情 報発信事業	815,000	-	-	-	-	815,000	
計	815,000	-	-	-	-	815,000	

(13) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	常 勤	29,581,976	2	-	-
	非常勤	990,000	5	-	-
	計	30,571,976	7	-	-
教 職 員	常 勤	764,635,325	100	86,904,859	7
	非常勤	82,822,190	147	-	-
	計	847,457,515	247	86,904,859	7
合 計	常 勤	794,217,301	102	86,904,859	7
	非常勤	83,812,190	152	-	-
	計	878,029,491	254	86,904,859	7

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) 支給額には、受託研究費及び受託事業費で支出した人件費は含まれていません。

(注4) 支給額には、法定福利費は含まれていません。

(14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	13,623,877	
備品費	2,998,800	
印刷製本費	12,659,547	
水道光熱費	22,205,989	
旅費交通費	13,803,678	
通信運搬費	1,794,433	
賃借料	4,676,984	
車両燃料費	60,841	
保守費	6,628,400	
修繕費	5,844,438	
損害保険料	120,470	
広告宣伝費	2,312,150	
行事費	224,128	
諸会費	1,351,600	
会議費	346,229	
報酬・委託・手数料	36,904,203	
奨学費	18,793,950	
減価償却費	44,128,749	
雑費	1,463,213	189,941,679
研究経費		
消耗品費	24,909,741	
備品費	5,287,635	
印刷製本費	5,455,469	
水道光熱費	6,033,917	
旅費交通費	15,764,770	
通信運搬費	1,318,514	
賃借料	8,687,092	
車両燃料費	20,932	
保守費	830,391	
修繕費	783,550	
諸会費	3,547,892	
会議費	906,514	
報酬・委託・手数料	15,493,726	
減価償却費	4,493,328	
雑費	407,197	93,940,668
教育研究支援経費		
消耗品費	3,245,500	
印刷製本費	103,709	
図書費	4,898,269	
水道光熱費	3,170,856	
通信運搬費	435,694	
賃借料	469,914	
保守費	410,595	
修繕費	131,687	
諸会費	87,000	
報酬・委託・手数料	5,080,945	
減価償却費	6,948,432	24,982,601

受託研究費			6,841,327
受託事業費			150,000
役員人件費			
報酬		30,537,176	
通勤手当		34,800	
法定福利費		<u>2,317,446</u>	32,889,422
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	444,748,181		
通勤手当	11,287,847		
賞与	153,694,671		
退職給付費用	86,651,779		
法定福利費	<u>92,109,292</u>	788,491,770	
非常勤教員給与			
給料	25,020,840		
法定福利費	<u>32,940</u>	<u>25,053,780</u>	813,545,550
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	115,571,104		
通勤手当	2,707,168		
賞与	36,626,354		
退職給付費用	253,080		
法定福利費	<u>21,168,865</u>	176,326,571	
非常勤職員給与			
給料	54,129,880		
通勤手当	2,772,057		
賞与	899,413		
法定福利費	<u>7,536,185</u>	<u>65,337,535</u>	241,664,106
一般管理費			
消耗品費		2,346,115	
備品費		5,104,470	
印刷製本費		4,386,215	
水道光熱費		2,496,046	
旅費交通費		4,439,575	
通信運搬費		1,780,918	
賃借料		5,497,656	
車両燃料費		7,010	
保守費		7,695,937	
修繕費		2,716,594	
損害保険料		1,281,451	
広告宣伝費		766,500	
行事費		507,558	
諸会費		771,600	
会議費		69,048	
報酬・委託・手数料		15,591,256	
租税公課		321,800	
減価償却費		10,031,551	
雑費		<u>274,593</u>	66,085,893

(16) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
寄附金	9,465,086	165	(注)
合 計	9,465,086	165	

(注) 当期受入額には、科研費等による現物寄附の受入3,105,832円を含んでいます。

(17) 受託研究の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残 高	当 期 受 入 額	受託研究等収益	期 末 残 高
受託研究	32,085	6,220,200	6,252,285	-
合 計	32,085	6,220,200	6,252,285	-

(18) 共同研究の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残 高	当 期 受 入 額	受託研究等収益	期 末 残 高
共同研究	478,980	1,000,000	-	1,478,980
合 計	478,980	1,000,000	-	1,478,980

(19) 受託事業の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残 高	当 期 受 入 額	受託事業等収益	期 末 残 高
受託事業 (国・地方公共団体分)	-	-	-	-
受託事業(その他)	-	150,000	150,000	-
合 計	-	150,000	150,000	-

(20) 科学研究費補助金の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
基盤研究(A)	(1,000,000) 300,000	2	
基盤研究(B)	(4,700,000) 1,410,000	9	
基盤研究(C)	(11,910,000) 3,573,000	16	
若手研究(B)	(4,911,202) 1,473,360	6	
研究活動スタート支援	(1,100,000) 330,000	1	
厚生労働科学研究費	(1,640,000) 836,000	1	
合 計	(25,261,202) 7,922,360	35	

(注) 当期受入額については、間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(21) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現 金	-
預 金	387,858,276
計	387,858,276

(21) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
人件費(退職金等)	87,027,028
CEC新潟情報サービス株式会社	4,549,230
株式会社ウィザップ	1,766,825
新高速印刷株式会社	1,601,619
株式会社新潟ビルサービス	1,017,909
その他	13,339,791
計	109,302,402

(21) - 3 資産見返物品受贈額

(単位:円)

区 分	金 額
工具器具備品	4,033,415
図書	307,409,323
車両運搬具	369,425
計	311,812,163